

全国連携推進担当

## 全国連携事業を充実させるための今後の方向性について

平成28年7月に策定した「自治体間連携推進の基本的な考え方」のもと、全国連携事業の目指すべき状況を示し、全庁が一丸となって平成31年度以降の全国連携の取組を更に充実していけるよう、本方向性を定めました。

### 1 本方向性の狙い

区の発展は、人、エネルギー、食料、あるいは、水や空気に至るまで、全国各地域の支えがあつてこそ、成り立っています。

区と全国各地域を対立する関係と捉えるのではなく、相互理解を深め、共に支え合い、発展していく必要があることから、平成28年1月に策定した『港区まち・ひと・しごと創生総合戦略』の基本目標の第一に「港区と全国各地の自治体がともに成長・発展し、共存・共栄を図る」ことを掲げ、全国各地域との連携を推進する専管組織（全国連携推進担当）を平成28年4月に設置しました。

組織設置後の3年間においては、「自治体間連携の基本的な考え方」（平成28年7月策定）に基づき、全国の全ての自治体を対象に可能な限り連携を進め、区有施設を活用した全国自治体のPR事業の開催や、広報みなど、デジタルサイネージ等を活用した情報発信など、新たな連携事業を数多く創出してきました。

また、区の施策や事業、課題に対して、「全国各地域との連携の力」を活用するという視点のもと、区役所一階の福祉売店「はなみずき」において、全国各地の障害者就労支援施設等で生産した商品を販売し、その相手方の自治体でも港区の施設で生産した商品を販売してもらうなど、福祉分野においても新たな連携が生まれています。

今後も、「自治体間連携の基本的な考え方」（平成28年7月策定）のもと、中長期的な目線で全国各地域との連携を充実・深化させ、共に支え合い、発展する「全国連携の港区」を実現するためには、これまで得た経験や知見を生かし、区、区民、商店街、民間企業等あらゆる主体が一丸となって、「全国各地域との連携の力」を最大限活用し、取組を進めていく必要があるため、本方向性をとりまとめました。

### 2 全国連携事業のこれまでの取組と成果について（全国連携推進の専管組織設置後）

#### （1）平成28年度の取組

##### ア 取組の視点

- ・全国各地域との連携に関する新たな取組の創出
- ・全国連携に関する取組の区内外への情報発信
- ・全国各地域からの連携希望に関する窓口機能の強化

イ 主な取組・成果

- ・全国自治体と連携した新たな事業の実施（区有施設におけるイベント、パネル展）
- ・「自治体間連携の基本的な考え方」を策定
- ・特別区全国連携プロジェクトとの連携事業の実施（東北六魂祭への参加等）
- ・新たな連携自治体の創出（北海道宗谷地域ほか）

(2) 平成29年度の取組

ア 取組の視点

- ・庁内各部門への全国連携の浸透
- ・全国各地域と連携した新たな事業の創出、既存の事業の充実

イ 主な取組・成果

- ・庁内各部門と連携した全国連携事業の実施（福祉売店における全国連携等）
- ・庁内外への情報発信（[庁内]全国連携レター、[庁内外]全国連携情報誌）の強化
- ・「全国各地域との連携の力」活用プロジェクトチームの活動を開始

(3) 平成30年度の取組

ア 取組の視点

- ・区政の課題解決に向けた「全国各地域との連携の力」の活用
- ・「区民の力」、「民間の力」を活用した新たな全国各地域との連携の創出

イ 主な取組・成果

- ・「全国連携マルシェ in 芝浦」の開催（区政の課題を全国各地域との連携の力で解決）
- ・区民、NPO法人と連携した全国連携事業の実施（ふくしまみなと未来塾等）

### 3 全国連携の取組に係る課題等について

(1) これまでの取組から得た課題

- ・全国連携をこれまで以上に推進していくため、全庁各部門において全国各地域との連携を担う職員を拡大する必要があるとともに、行政以外の多様な主体（区民、商店街、民間企業等）の力を活用した全国連携の推進の取組を各部門においてさらに進めていく必要がある。
- ・区にとっての必要性という観点から考えた課題解決のための全国連携の取組を強化していく必要がある。
- ・各部門の取組をより効果的なものとするため、全国連携の取組を通じて目指すべき状況を全庁で共有する必要がある。

(2) 多様な主体へのヒアリングから得た意見

- ・区内企業と全国各地域の企業のマッチング等をもっと進めるべき。
- ・区がハブとなり、全国各地域をつなげる役割をもっと強化するべき。
- ・防災対策等の強化の一環として、職員同士の人事交流などを実施するべき。
- ・全国連携の取組が、「港区は多くの人に支えられているからこそ、豊かだ」ということを多くの区民に理解するきっかけとなるよう情報発信を強化すべき。

#### 4 これまでの取組や課題等を踏まえ、今後の取組を充実させるためのポイント

- (1) 各主体（区民、商店街、民間企業等）の連携の目指すべき状況を設定し、その目標に向けて効果的な全国連携の取組を実施できるような体制づくりを強化
- (2) 物的交流から人的交流への連携事業の発展
- (3) 多様な主体と全国各地域をつなぐ機能（ハブ機能）の強化

#### 5 各主体における全国連携事業の目指すべき状況

##### (1) 行政⇔行政（例）

###### ア 事業交流

- 【第1ステップ】 全国自治体のパンフレット配布・イベント開催
- 【第2ステップ】 課題を抱える各所管と全国各地域の連携に関する検討を実施
- 【第3ステップ】 環境・防災・観光分野等各所管における継続的な連携事業を実施

※第1～3ステップまで区が関与

###### 【目指すべき状況】

各部門（環境、防災等）において、全国各地域と互いにメリットのある持続的な連携に取り組んでいる状況

###### イ 職員交流

- 【第1ステップ】 全国連携イベント等の事業を通じた職員同士が交流
- 【第2ステップ】 短い期間（例：研修）での職員交流を実施
- 【第3ステップ】 環境・防災など各分野において互いの自治体が抱えている課題解決に資するため、相互の職員交流を実施

※第1～3ステップまで区が関与

###### 【目指すべき状況】

互いの自治体の課題解決を図るために職員交流が行われ、交流先の自治体で学んだノウハウが共有・還元され、今後の区の施策に活用されている。

##### (2) 民間⇔民間（例）

- 【第1ステップ】 全国各地域の企業情報等を区内企業へ発信
- 【第2ステップ】 全国各地域の企業と区内企業のマッチング事業を実施
- 【第3ステップ】 企業同士のマッチングが主体的に成立

※第1～2ステップまで区が関与

###### 【目指すべき状況】

区内企業の強み・弱みと全国各地域の企業の強み・弱みを相互補完する形での企業間のマッチングが成立し、新たな事業が創出されている。

### (3) 住民⇄住民（例）

【第1ステップ】全国自治体の情報を発信し、関心を持つきっかけを作る

【第2ステップ】イベント、体験交流ツアー等、全国各地域の住民とつながる場を提供

【第3ステップ】住民同士の主体的な交流が創出されている



※第1～2ステップまで区が関与

#### 【目指すべき状況】

区民が全国各地域に関心を持ち、連携自治体とつながっており、主体的に連携先の住民との相互交流が生まれている。

※上記の他にも、「区民⇄全国民間企業等、区内民間企業⇄全国自治体」など多様な連携の可能性があるので、目指すべき状況の実現に向けて、区が積極的な支援を行います。

## 6 充実策を推進するための今後の取組の方向性

区、区民、商店街、民間企業等あらゆる主体が全国連携事業の目指すべき状況を見据え、現在取り組んでいる全国各地域の特産品の販売やパネル展示など「モノとモノの物的交流」から住民同士の交流や企業同士の交流などの「ヒトとヒトの人的交流」に発展させ、短期的なメリットだけでなく、長期的なメリットを生み出すため、全庁各部門においては、次の視点を軸に今後の全国連携を進めていきます。

### (1) 区、区民、民間企業等と全国各地域とのつなぐ機能（ハブ機能）の強化

区の事業だけではなく、「区民、区内商店街、区内民間企業等」と全国各地域の「住民、商店街、民間企業等」をつなぐ機能（ハブ機能）を強化し、区及び全国各地域の互いの発展を目指します。また、区内と全国の民間企業をつなぎ、「全国各地域との連携の力」と「民間の力」の取組を創出するなど、「港区発の地方創生」を目指します。

### (2) 区民、商店街、民間企業等の多様な主体の連携に関する支援機能の充実

区民、商店街、民間企業等の多様な主体が連携に積極的に取り組めるよう、全庁をあげた支援機能を充実します。

## 7 本方向性を効果的に推進するための全国連携推進担当の役割

全国連携推進担当は、全国各地域及び庁内各部門が全国連携の取組を効果的に進めるため、「窓口・相談機能」、「情報収集・発信機能」、「調整機能」、「政策立案機能」の4つの機能を担います。

上記の6（1）、（2）の取組の方向性にもとづき、全庁各部門が本方向性の目指すべき状況に向けて、主体的に既存事業の拡大や新規事業の創出に取り組むことができるよう、全国連携推進担当が課題や要望の整理等の調整、施策の実現や課題解決にむけた政策立案の支援等を積極的に行います。

## 8 平成31年度以降に順次実施予定の人的交流を推進する新たな連携事業（案）について

- (1) 全国各地域と連携したワーキングホリデー事業（北海道宗谷地域等）〔住民⇄住民〕
- (2) 区と全国各地域の住民同士の交流事業（東京都島しょ地域等）〔住民⇄住民〕
- (3) 区内飲食店と全国各地域の生産者等のマッチング事業〔民間⇄民間〕
- (4) 全国各地域と連携した職員交流事業〔行政⇄行政〕

## 9 本方向性に基づく全国連携の取組の進捗管理等について

庁内各所属における全国各地域との連携・交流に関する事業例等の把握を目的に全庁への調査を年2回程度実施し、情報収集を図ります。また、港区行政経営推進委員会設置要綱第5条に基づき設置した全国連携推進部会において、本方向性における全国連携に関する取組の進捗管理及び情報の共有を行うとともに、事業の検討を行います。